

条件付一般競争入札（価格競争）の共通事項

徳島県企画総務部管財課が発注する庁舎等の業務委託について、条件付一般競争入札（価格競争）により入札を実施する場合の共通事項は次のとおりである。

1 基本事項

（１）設計図書等の熟知

入札参加者は、県が指示した設計図書、現場等を熟知の上、入札するものとする。

（２）入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

（３）入札保証金

入札保証金の納付については、免除する。

（４）入札執行回数

入札執行回数は、1 回までとする。

（５）開札の立ち会い

開札は、当該入札事務に関係のない職員の立ち会いの上、開札を行う。

入札参加者の立ち合いは不要とする。

（６）入札・開札の延期及び中止

- ① 入札参加者が連合した場合、そのおそれが強い場合、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- ② 入札参加者が 1 人のみとなった場合には、当該入札を取りやめることがある。
- ③ 上記①、②の場合等、事情により開札の延期又は中止をした場合は、徳島県ホームページその他適当な手段により、当該入札案件の全ての入札参加者に対し、開札を延期する旨と変更後の開札予定日時又は中止する旨を連絡するものとする。

（７）入札結果

入札結果については、落札者のみ結果を通知する。それ以外の参加者は、徳島県ホームページ及び管財課所管の閲覧簿にて通知するものとする。

なお、徳島県ホームページにおいては、落札者の名称等及び落札金額を掲載する。

2 入札の失格

開札日の翌日から契約締結までの間に、徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基

づく入札参加資格停止の措置を受けた者、又は徳島県暴力団排除措置要綱に基づき暴力団関係者であるとの認定を受け、契約排除措置を受けた者のした入札

3 入札の無効

徳島県契約事務規則（昭和 39 年徳島県規則第 39 号）第 24 条に該当する入札又は次の各号に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格がないと認められた者及び虚偽の申請を行った者のした入札
- (2) 確認資料を持参又は郵送により提出する場合において、入札参加資格審査申請書の提出のない者の入札
- (3) 記名のない入札
- (4) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札
- (5) 同一事項に対してした 2 通以上の入札
- (6) 他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
- (7) 入札金額を訂正した入札及び入札の年月日（日付）を誤り、又はその記載のない入札
- (8) 明らかに連合によるものと認められる入札
- (9) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

4 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 入札公告日から契約締結日までの間に、徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく入札参加資格停止の措置の対象となっていない者であること。
- (2) 入札公告日から開札日までの間に、徳島県暴力団排除措置要綱に基づき暴力団関係者であるとの認定を受け、契約排除措置中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続又は民事再生法に基づく再生手続の開始申立てによる手続開始決定日以降に県の入札参加資格に係る再審査を受けており、更生計画の認可が決定した者又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。
- (4) 手形又は小切手の不渡り等により銀行取引が停止されていない者であること。
- (5) クラウドサービス提供業者の選定基準の項目を全て満たす事業者を提示できる者であり、書面（様式 4）により提出すること。

5 入札参加資格審査申請書に関する事項

入札参加資格審査申請書を作成の上、入札公告に示す期日までに提出すること。その際の提出の方法は持参、郵送又は電子メール（入札公告 5 に記載）とする。

入札参加資格の有無は、電話連絡にて行い、後日審査結果を通知する。

6 契約締結手続き

(1) 契約に使用する言語

契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) 契約書の作成

この契約を証するため、書面により契約書を作成する。

落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して、5日以内に契約書の案に記名押印して契約を結ばなければならない。

(3) 前記(2)の期間は、契約担当者が特別の理由があると認める場合においては、これを伸縮することができる。

(4) 落札者は、前記(2)及び(3)の期間内に契約を結ばないときは、その者の落札はその効力を失う。

(5) 落札者が、委託契約を締結するまでの間において、4に掲げる事項のいずれかに該当しなくなった場合若しくは徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく入札参加資格停止の措置を受けた場合又は徳島県暴力団排除措置要綱に基づき暴力団関係者であるとの認定を受け、契約排除措置を受けた場合は、当該委託契約を締結しないこととする。

(6) 契約保証金

契約保証金の納付については、免除する。

7 支払条件等

(1) 契約書の規定による。

(2) 契約金額の改定（変更契約）

この契約に係る公租公課の増減が生じた場合、また、契約内容に変更が生じた場合は、契約書の規定による変更契約により契約金額を増減するものとする。

8 入札に関する事項

(1) 入札の参加資格

入札参加資格審査により、「有」となった者は、入札の参加（入札書の提出）ができる。

(2) 入札書の提出等

① 入札書は、徳島県ホームページに掲載している様式により作成し封かんの上、持参又は郵送しなければならない。

② 入札参加者は、入札書を提出した後は、その引換え、変更又は取り消しをすることができない。

③ 入札参加者又は入札書を持参した者（代理人）が入札書を持参した場合、身分を確認するので、運転免許証等を持参すること。

9 その他

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 5 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (4) 申請書又は確認資料に虚偽の記載をした場合は、徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づき入札参加資格停止の措置の対象となることがあること。

競 争 契 約 入 札 心 得

(最終改正令和6年1月18日)

(目 的)

第1 建設工事等の一般競争入札及び指名競争入札を行う場合において、入札参加者は地方自治法（昭和22年法律第67号）、徳島県契約事務規則（昭和39年徳島県規則第39号。以下「規則」という。）その他法令を遵守するほか、この心得の定めによるものとする。

(入札に関する留意事項)

第2 入札参加者は、県が指示した設計図書、現場等を熟知の上、入札するものとする。

2 入札書は、様式1により作成し封かんの上、入札参加者の氏名を表記し、指定された時刻までに入札箱に投入しなければならない。ただし、電子入札システムによる入札の場合は、入札書締切日時までに提出しなければならない。

3 入札参加者は、入札書を一旦入札箱に投入した後は（電子入札システムによる入札の場合は、一度提出した後は）、その引換え、変更又は取り消しをすることができない。

4 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状を入札執行前に提出し、その代理人の名において入札するものとする。この場合において、代理人の身分証明書（市町村長発行）は、不要とする。

5 代理人が入札する場合の記入例

代理人の場合	復代理人の場合
住 所	住 所
商号又は名称	商号又は名称
代表者 氏名	代表者 氏名
代理人 氏名	代理人 住所
	商号又は名称
	氏名
	復代理人 氏名

(入札の辞退)

第2の2 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前にあつては、入札辞退届（様式2）を入札担当者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

(2) 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

3 電子入札システムによる入札の場合は、入札書提出締切日時までに、入札書提出前に限り辞退届を提出することができる。

4 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。ただし、公正な入札の確保を妨げた者もしくは、疑いのある者はこの限りでない。

(公正な入札の確保)

第3 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札のとりやめ等)

第4 入札参加者が連合した場合、そのおそれが強い場合、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

2 入札参加者が1人のみとなった場合には、当該入札を取りやめることがある。

(当該入札が無効となる事項)

第5 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 記名のない入札（電子入札による場合は、電子認証書を取得していない者のした入札）

(2) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

(3) 同一事項に対してした2通以上の入札

(4) 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

(5) 委任状を持参しない代理人が行った入札

(6) 入札金額を訂正した入札及び入札の年月日（日付）を誤り、又はその記載のない入札

(7) 明らかに連合によるものと認められる入札

(8) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

(契約の締結)

第6 落札者は、契約書の案に記名捺印し、落札決定の通知を受けた日から起算して、7日（業務委託契約においては、

5日)以内に、契約金額の10分の1(予定価格が10億円以上の建設工事にあつては、10分の3)以上の契約保証金を納付し、又はその納付にかわる担保を提供して契約を結ばなければならない。(建設工事においては設計金額が500万円未満のとき、業務委託(公共施設維持管理業務委託を除く。)においては設計金額が2000万円未満のとき、公共施設維持管理業務委託においては設計金額が3000万円未満のときは、契約保証金の納付又はその納付にかわる担保の提供を免除する場合がある。)

2 前項の期間は、契約担当者が特別の理由があると認める場合においては、これを伸縮することができる。

3 落札者は、前2項の期間内に契約を結ばないときは、その者の落札はその効力を失う。

4 落札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあつて著しく不適當と認められるときは、当該落札者決定を取り消すことがある。

~~＝(前金払の特約)＝~~

~~第7 請負金額及び受託金額が100万円以上である場合は、契約締結時に、申し出により10分の4以内(業務委託にあつては10分の3以内)の前金払をすることができる。ただし、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)の規定による保証事業会社の保証がない場合は、前金払をしない。~~

~~2 請負金額が100万円以上の工事である場合は、前項の規定による前金払をした後、申し出により10分の2以内の中間前金払をすることができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。~~